

漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の取扱いについて

昭和33年12月3日 33水生第6563号

知事あて 水産庁長官通知

最終改正 令和6年3月27日 5水港第2974号

漁港施設用地（公共施設用地に限る。）に係る水産基盤整備事業及び地域再生基盤強化交付金のうち港整備交付金で国の補助金等の交付の対象とするものの取扱いについては、下記によることとなったから、御了知の上、遺憾なきを期されるとともに貴職からこの旨関係市町村長に周知されたい。

記

第1 水産基盤整備事業に係る補助対象

- 1 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第20条第6項及び同法施行令（昭和25年政令第239号）第4条の規定により補助金の交付の対象とする漁港施設用地（公共施設用地に限る。）に係る特定漁港漁場整備事業は、地方公共団体又は水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する水産業協同組合（漁業生産組合、共済水産業協同組合連合会及び同法第87条第5項に規定する漁業協同組合連合会を除く。）が管理する漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条に掲げる漁港施設（同条第2号ハ、チ～ヌ、ワ及びカ（ただし、漁港環境整備施設にあつては、護岸等の水域と接する施設のうち長寿命化対策として整備を実施するものを除く。）に掲げるものを除く。）の敷地に係るものとする。
- 2 水産基盤整備事業補助金交付要綱（平成13年4月13日付け12水港第4494号農林水産事務次官依命通知）、港整備交付金交付要綱（平成17年4月22日付け17水港第641号農林水産事務次官依命通知及び国港管第53号国土交通事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官依命通知）及び地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官通知）（以下これらを「要綱」という。）に規定する漁港施設用地（公共施設用地に限る。）に係る事業についても、前項に準じて取扱うものとする。

第2 補助金の交付の目的等

補助金の交付は、漁港施設用地のうち公共施設用地として限定した部分を対象とするものとし、その交付目的は、漁港施設用地利用計画策定要領について（平成25年2月28日付け24水港第3043号水産庁長官通知）（以下「利用計画策定要領」という。）に基づき、当庁に漁港施設用地利用計画における用地の利用目的の定めにより届け出たものとする。また、補助金の交付の目的は、交付決定の日において決定されたものとする。

第3 漁港施設用地の適正利用

第1の1及び2に規定する漁港施設用地（以下「公共施設用地」という。）について、要綱の規定に基づき申請して補助金の交付の決定の通知を受けた者は、事業計画書に記載した当該用地の利用目的別面積及び利用計画平面図で当該補助金の交付の決定の基礎となったものの利用目的に従い利用しなければならないものとする。

第4 補助金の交付の目的の変更

- 1 第2の規定に基づき決定された補助金の交付の目的を変更しようとする場合は、利用計画策定要領第6に基づく変更の届出を行わなければならない。
この場合、平成18年度以前に交付決定された公共施設用地にあつては、漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第2号チ～ヌ、ワ及びカに掲げる漁港施設の敷地として利用目的を変更することができものとする。
- 2 当該補助金の交付の目的の変更は、前項の規定による届出をもって決定されたものとする。

附 則（令和6年3月27日付け5水港第2974号）
この通知は、令和6年4月1日から施行する。